**校長　　春井　勝**

**平成31年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| １　特色ある教育活動を推進し児童生徒の自立と社会参加に向けた生きる力を育てる学校２　教職員の人材育成を推進し特別支援教育に関する専門性を追求する学校３　地域、関係機関と連携し「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する学校４　安全で安心な学びの場として法令遵守や危機管理の徹底と迅速な対応ができる学校 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| １　特色ある教育活動を推進し児童生徒の自立と社会参加に向けた生きる力を育てる学校（１）総合的な学習の時間（サークル活動・学部活動）や自立活動、その他行事等の充実を通じ、児童・生徒の生きる力を育み、教員の指導・支援の質を高める。（２）一人ひとりの教育的ニーズに応えるために、合理的配慮の観点をふまえ、本校の強みでもある「やさしさ」を活かした指導・支援の充実を図る。（３）自己の障がいを理解し、将来の自立に向けた進路指導を充実させる。２　教職員の人材育成を推進し特別支援教育に関する専門性を追求する学校（１）初任者研修制度をより充実させるため、２年目の教員を活用した本校独自の組織的・継続的な支援を進める。（２）特別支援教育に関する専門性を追求し、児童・生徒への指導・支援の質を高めるため、外部専門家との連携を深め、校内全体研修の精選と充実を図る。（３）全ての教職員が誇りと情熱をもって児童・生徒に向き合うことができるよう、健康管理を優先した職場環境づくりを進める。３　地域、関係機関と連携し「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する学校（１）「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、交流及び共同学習のより一層の充実を図る。（２）地域における特別支援教育を推進するため、校内研修等による教職員の専門性向上とセンター的機能の充実を図る。（３）重度・多様化する児童・生徒の状況に対応するため、看護師・学校医・外部専門家との連携を強化する。４　安全で安心な学びの場として法令遵守や危機管理の徹底と迅速な対応ができる学校（１）日常的な危機管理を徹底するとともに、全ての教職員が危機意識を高め、安全で安心な学校づくりにつなげる。（２）保健・安全・衛生管理に関する指導を徹底し、感染症・熱中症・食物アレルギー等に係る事故を未然に防止できる体制を整える。（３）学校での対応が難しい事案に備え、平素から子ども相談センターや市町村関係部局等の各機関と連携が取れる体制を確立する。 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［平成　年　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標 | 自己評価 |
| １　特色ある教育活動を推進し児童生徒の自立と社会参加に向けた生きる力を育てる学校 | （１）総合的な学習の時間（サークル活動・学部活動）や自立活動、その他行事等の充実を通じ、児童・生徒の生きる力を育み、教員の指導・支援の質を高める。（２）一人ひとりの教育的ニーズに応えるために、合理的配慮の観点をふまえ、本校の強みでもある「やさしさ」を活かした指導・支援の充実を図る。（３）自己の障がいを理解し、将来の自立に向けた進路指導を充実させる。 | （１）ア、各学部において、本校の特色ある教育活動を継続するとともに、外部評価や外部人材活用を積極的に行い、指導・支援の質を高める。イ、自立活動における指導・支援の充実として、研究部、支援相談部、情報教育推進委員会が中心となり、視線入力システム等のＩＣＴ機器を活用した研修を行う。（２）ア、前年度に様式の改訂を行った個別の教育支援計画について、支援相談部が中心となり、見直し作業を継続し、合理的配慮の観点をふまえた、きめ細かい指導・支援につなげる。イ、教務部が中心となり、個別の指導計画の様式や活用の在り方を見直し、次年度に向けた様式の改訂を行う。（３）ア、進路支援部が中心となり、保護者向け施設見学会や夏休み一日体験を設定し、卒業後の進路に向けた啓発に努める。イ、進路支援部が中心となり、現場実習や卒業生等による進路講話などの機会を設定し、目標や課題克服を見据えた進路指導の充実を図る。 | （１）ア、府立支援学校シラバス作成検討部会による様式を下に、今年度から各学部でシラバスの作成を行う。特に今年度は、実際の指導内容との整合・妥当性の検討に重点を置き、指導内容の充実を図る。イ、視線入力システム等の活用事例を蓄積し、それらを教職員で共有するための研修会を年間２回以上実施する。（２）ア、学校教育自己診断において、教育活動に関する項目（学年だより等の配付物、懇談会、相談体制、関係機関との連携、授業の工夫・改善、体験的な活動等）で肯定率80%をめざす。イ、７月末までに現行の様式での問題点や活用に関する課題をまとめ、９月末までには個別の指導計画の新様式の原案を作成する。個別の指導計画の新様式を作成する。（３）ア、年間６回の保護者向け施設見学会を実施する。イ、学校教育自己診断において、進路に関する項目で肯定率80%をめざす。（昨年度94%） |  |
| ２　教職員の人材育成を推進し特別支援教育に関する専門性を追求する学校 | （１）初任者研修制度をより充実させるため、２年目の教員を活用した本校独自の組織的・継続的な支援を進める。（２）特別支援教育に関する専門性を追求し、児童・生徒への指導・支援の質を高めるため、外部専門家との連携を深め、校内全体研修の精選と充実を図る。（３）全ての教職員が誇りと情熱をもって児童・生徒に向き合うことができるよう、健康管理を優先した職場環境づくりを進める。 | （１）ア、新規採用教諭と２年目の教諭とのペアリングによる本校独自のメンタリングシステムを構築する。イ、日常的なＯＪＴを進めるとともに、節目ごとに効果検証を行う。（２）ア、昨年度に実施した研修におけるアンケート結果を分析し、本校の課題や教職員のニーズに合致するテーマを精査する。イ、精査したテーマを年間研修計画の中に位置付けながら校内全体研修を展開する。（３）ア、平素から計画的な業務を推奨し、全校一斉退勤の取り組みを徹底するとともに、産業医と連携しながらメンタルヘルスに関する教職員向け研修を実施するなど、相談・支援の体制を充実させる。 | （１）ア、５月上旬にペアリングを決定し、対象者にＯＪＴの意義を説明し、ＯＪＴを開始する。イ、１学期が終わった段階で、ペアの双方に対しそれまでの進捗に関する聴き取りを行い、２月末に初任者に対しＯＪＴの成果に関する自由記述式のアンケートを実施する。（２）ア、年間研修計画案については研究部が主体となって５月の職員会議までに策定する。イ、各研修会でアンケートを実施し、「今後の実践に役立つことができる」という回答を80％以上とする。また、学校教育自己診断（教職員）において、校内研修に関する項目で肯定率80%をめざす。（３）ア、ストレスチェック集団分析結果における総合健康リスクの基準値に関して、昨年度よりもさらに良好な状態（82～84）であることをめざす。（昨年度86） |  |
| ３　地域、関係機関と連携し「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する学校 | （１）「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、交流及び共同学習のより一層の充実を図る。（２）地域における特別支援教育を推進するため、校内研修等による教職員の専門性向上とセンター的機能の充実を図る。（３）重度・多様化する児童・生徒の状況に対応するため、看護師・学校医・外部専門家との連携を強化する。 | （１）ア、年々充実している近隣校との学校間交流において共同学習の面を強化し、「ともに育つ」実感を味わえるよう取り組み内容をより一層充実させる。イ、居住地校交流において、事前の打ち合わせの充実や実施後に反省会を行うことにより、取り組み内容をより一層充実させる。（２）ア、地域支援について、より積極的にお知らせや啓発に努め、支援相談のニーズの拡大及び関係部署内で研修や事例検討を行うとともに、支援体制の充実及び教職員の専門性を向上させる。イ、地域の小中学校や高等学校の先生方に役立てていただけるよう、ホームページにおける「教材教具紹介」「支援機器教材を活用した指導方法」のページを充実させる。（３）ア、「福祉医療人材活用事業」を活用した療育相談の充実を図り、教員の自立活動における指導力を向上させる。イ、看護師・学校医・外部専門家（PT、OT、STを含む）による研修会を実施し、教職員の教育的力量を高める。 | （１）ア　「交流及び共同学習」を通じて、相手校教員に意義やねらい浸透を図る。今年度は、事後に相手校にアンケートを行い、相手校の肯定的評価50％以上をめざす。イ、居住地校交流の交流回数を昨年度の20%増をめざす。（昨年度、小学部8回、中学部3回）（２）ア、支援相談を実施した学校への「訪問相談・来校相談後の聞き取りアンケート」において、「３」もしくは「４」の肯定的な回答率90％以上をめざす。（昨年度85％）イ、学校教育自己診断において、学校の通学地域の小中学校に対する情報発信に関する項目で肯定率80％をめざす。（３）ア、福祉医療関係人材活用事業で、PT・ST・OT人材を各学部のべ30人以上の活用を図る。（昨年度：小31人、中25人、高34人）イ、看護師・学校医・外部専門家（PT、OT、STを含む）による研修会をそれぞれ１回以上実施し、研修会後のアンケートにおいて、教職員の満足度80％以上を、かつ、「指導に役立てることができる」という回答80％以上をめざす。 |  |
| ４　安全で安心な学びの場として法令遵守や危機管理の徹底と迅速な対応ができる学校 | （１）日常的な危機管理を徹底するとともに、全ての教職員が危機意識を高め、安全で安心な学校づくりにつなげる。（２）保健・安全・衛生管理に関する指導を徹底し、感染症・熱中症・食物アレルギー等に係る事故を未然に防止できる体制を整える。（３）学校での対応が難しい事案に備え、平素から子ども相談センターや市町村関係部局等の各機関と連携が取れる体制を確立する。 | （１）ア、消防署や警察署と連携し、児童・生徒を対象とした実践的な避難訓練・防犯訓練を実施する。イ、防災に関してＰＴＡ・地域と連携し、危機管理体制の充実を図る。（２）ア、昨年の猛暑をふまえ、熱中症暑さ指数モニターを活用した熱中症予防に向けた新たな取り組みを行う。イ、ヒヤリハット報告については、一年間を通じて、各事案における改善策を共有することに重点を置きながら、報告の蓄積と分析を行う。（３）ア、過去に連携したことがある市町村関係部局等をリストアップし、それらを一覧表にまとめるとともに、ケースに応じて、どの分掌が対応するべきなのか検討し、校内体制の確立をめざす。 | （１）ア①地震・火災避難訓練を1学期に、大雨・洪水避難訓練を2学期に実施する。（計２回実施。）②防犯訓練を2学期に1回実施する。イ、ＰＴＡと連携した防災に関する取り組みを企画し、２学期をめどに実施する。（２）ア、４月末までにモニターを購入し、運動場や体育館、プールでの活動を中止とする基準を５月上旬までに取り決め、モニターを活用しながらデータを収集する。イ、①感染症の拡大の防止するために、予防・対応に関連する保健便りを2学期後半と3学期初めの2回発行する。②書式や運営体制の整備・点検に努め、食物アレルギー事故、医療的ケア関連事故の発生を未然に防止する。（発生件数0件）（３）ア、４月中にリストアップし、異動による担当者の交代や連絡先の変更等を確認したうえで一覧表を完成させ活用を始める。また、具体的なケースを想定した校内体制を企画会等で検討する。 |  |